

社会保険事務講習会

社会保険の事務担当の方などを対象として、制度のしくみや事務手続き等について講習会を開催いたします。

くまもと県民交流館パレア9F 会議室1
受付／13:00～ 開始／13:30～ 終了予定／16:30

日 時	平成30年8月8日(水)	講習内容	①傷病手当と出産関係 ②被扶養者について
-----	--------------	------	-------------------------

対 象 者	社会保険事務担当の方 ※申込みが多いため、1事業所1名の受講とさせていただきます。
講 師	日本年金機構職員、全国健康保険協会職員
参 加 費	会員事業所様は無料 (※ただし、非会員の事業所様は、資料代等として3,000円のご負担をお願いします。)
申 込 方 法	熊本県社会保険協会ホームページ又はFAXにてお申込みください。
申 込 締 切	申し込み先着順とし、定員になり次第締切らせていただきます。
お 申 込 先	一般財団法人熊本県社会保険協会 TEL:096-383-5600 FAX:096-383-5614 〒862-0950 熊本市中央区水前寺6-37-28 大銀東ビル2F

受講決定者には
開催月の前月に
FAXにて「参加証」を
お送りいたします。

社会保険事務講習会 参加申込書 (FAX用)

実 施 日	平成30年8月8日(水)				
事 業 所 名		整理記号			
所 在 地	〒	電話番号			
フ リ ガ ナ		FAX番号			
参 加 者 名					

※申込書に記載された情報は、この講習会以外の目的には使用いたしません。

平成30年度 社会保険事務説明会会場及び日程表

(上記の社会保険事務講習会とは関係なく、主に算定基礎届を中心にご説明いたします。)

日時	会場	日時	会場
6月18日(月)	10:00～ 13:30～ 玉名市民会館	6月22日(金)	10:00～ 14:00～ 熊本県立劇場 大ホール
6月19日(火)	13:30～ つなぎ文化センター	6月25日(月)	13:45～ 阿蘇市農村環境改善センター
6月20日(水)	13:30～ 合志市総合センター ヴィーブル	6月26日(火)	13:30～ 松島総合センター アロマ
6月21日(木)	13:30～ あさぎり町深田校区公民館 せきれい館	6月27日(水)	13:30～ 宇土市民会館 大ホール
		6月28日(木)	13:30～ やつしろハーモニーホール
6月21日(木)	13:30～ 荒尾総合文化センター	6月28日(木)	13:30～ 天草市民センター

※事業主様や事務担当者の方のご都合の良い日程の会場へお越しください。



2018
7-8
vol.774

トピックス プール・温泉(無料)利用券のご案内(7P)
社会保険事務講習会(8/8)のご案内(8P)

一般財団法人熊本県社会保険協会 〒862-0950 熊本市中央区水前寺6-37-28 大銀東ビル2F
TEL.096-383-5600 FAX.096-383-5614



CONTENTS

日本年金機構

- ②届出様式が新しくなりました(A4様式・縦)
- ③被保険者報酬月額算定基礎届

全国健康保険協会熊本支部

- ④1.平成30年度 被扶養者資格再確認作業とマイナンバーの確認作業を同時に実施します
- ⑤2.熊本地震にかかる健康保険一部負担金等還付申請の請求時効について
- ⑤3.新しく変わりました!臓器移植にかかる海外療養費について
- ⑤4.平成30年4月1日より適用開始治療用コンタクトレンズにかかる療養費の支給について

一般財団法人熊本県社会保険協会

- ⑥平成29年度一般財団法人熊本県社会保険協会事業報告
- ⑦プール・温泉(無料)利用券のご案内
- ⑧社会保険事務講習会(8/8開催)のご案内
- ⑧社会保険事務説明会会場及び日程表

芦北町 うたせ船

職場内で閲覧しましょう

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

届出様式が新しくなりました(A4様式・縦)

この時期に提出が集中いたします被保険者賞与支払届・被保険者報酬月額算定基礎届について、以下の点にご留意のうえ、適正な届出にご協力をお願いいたします。

変更点・注意点①

70歳以上被用者の届出も兼ねています。従来は、70歳以上被用者の方について、別途お届けが必要でしたが、今回の様式変更により一画化されました。

変更点・注意点②

個人番号が必要なのは、70歳以上被用者の方のみです。

様式コード 2265 健康保険 厚生年金保険 被保険者賞与支払届 70歳以上被用者賞与支払届

平成30年7月8日提出 福岡広域事務センターへの提出日を記入してください。

提出者記入欄

事業所整理番号 00 ケイト

事業所所在地 〒168-8500 東京都杉並区高井戸3-2-1

事業所名称 株式会社 健保産業

事業主氏名 代表取締役社長 健保 良一

電話番号 03 (5432) 6789

社会保険労務士記載欄

氏名等

受付印

項目名	① 被保険者整理番号	② 被保険者氏名	③ 生年月日	⑦ 個人番号(基礎年金番号) ※70歳以上被用者の場合のみ
共通	④ 賞与支払年月日(共通)	7.平成 30 年 0 月 6 日 2 0	⑤ 賞与支払額	⑥ 賞与額(千円未満は切捨て)
1	① 12	年金 大介	5-351205	
2	① 12	年金 一郎	5-420618	
3	① 18	年金 一郎	5-210624	
4	① 18	年金 一郎	5-210624	
5	① 18	年金 一郎	5-210624	
6	① 18	年金 一郎	5-210624	
7	① 18	年金 一郎	5-210624	

被保険者整理番号を必ず、記入してください。

上段の「④賞与支払年月日(共通)」欄に記入した賞与支払年月日と異なる場合に実際の賞与支払年月日を記入してください。

通貨によって実際に支給した賞与の金額を記入してください。

70歳被用者のみ、本人確認の上個人番号を記入してください。

⑦欄と⑧欄の合計から1,000円未満を切り捨てた額を記入してください。

事業所整理記号、被保険者整理番号を必ず記入してください。

厚生年金保険 被保険者報酬月額算定基礎届 70歳以上被用者算定基礎届

平成30年7月5日提出 福岡広域事務センターへの提出日を記入してください。

提出者記入欄

事業所整理記号 00 ケイト

事業所所在地 〒168-8500 東京都杉並区高井戸3-2-1

事業所名称 株式会社 健保産業

事業主氏名 代表取締役社長 健保 良一

電話番号 03 (5432) 6789

社会保険労務士記載欄

氏名等

受付印

事業主印を押印してください。ただし、事業主自らが署名した場合、押印は不要です。

「⑧総計」欄は、基礎日数が17日以上(短時間就労者(※)の場合は15日以上)の合計を総計した額を記入してください。「⑨平均額」欄は、総計を該当月数で割った額を記入してください。

項目名	① 被保険者整理番号	② 被保険者氏名	③ 生年月日	④ 適用年月	⑦ 個人番号(基礎年金番号) ※70歳以上被用者の場合のみ
1	① 18	年金 一郎	5-210624	30 年 9 月	
2	① 40	年金 花子	5-631025	30 年 9 月	
3	① 50	年金 五郎	5-5912135	30 年 9 月	
4	① 50	年金 五郎	5-5912135	30 年 9 月	

⑤、⑥欄は、4月・5月・6月の各月に受けた報酬の支払の基礎となった日数を、それぞれの該当月の箇所に記入してください。

⑧～⑩欄は、4月・5月・6月の各月に通貨及び現物で支払われた報酬をそれぞれの月に記入し、各月の合計額を記入してください。ただし、支払基礎日数17日未満の月は記入せず、横線を引いてください。短時間就労者(※)の場合は、15日以上の月の報酬の総計を記入してください。

⑪～⑬欄は、4月・5月・6月の各月に通貨及び現物で支払われた報酬をそれぞれの月に記入し、各月の合計額を記入してください。ただし、支払基礎日数17日未満の月は記入せず、横線を引いてください。短時間就労者(※)の場合は、15日以上の月の報酬の総計を記入してください。

届出用紙はホームページからダウンロードできます!

【日本年金機構ホームページ(<http://www.nenkin.go.jp/>)】より【事業主の方】をご覧くださいと、【シーン別手続案内】から届出用紙がダウンロードできます。手続きの内容や時期、添付書類や留意事項についてご案内しておりますのでご活用ください。ご不明な点等がありましたら、最寄りの年金事務所までお問い合わせください。

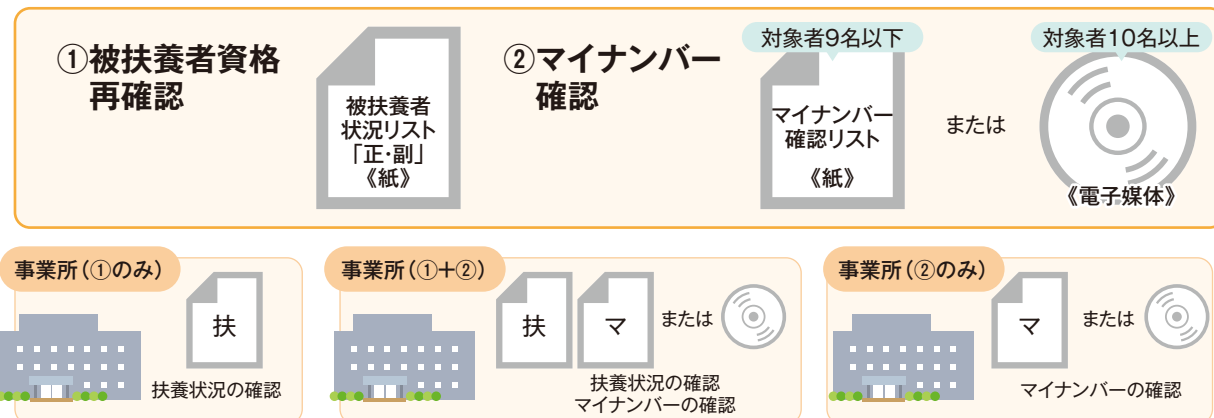
届出書類の送付先

福岡広域事務センター 〒812-8579 福岡市博多区榎田1-2-55 AP榎田ビル

1.平成30年度 被扶養者資格再確認作業とマイナンバーの確認作業を同時に実施します

平成30年6月より健康保険の**被扶養者資格を再確認**いたします。今回は再確認に加えて、被扶養者及び70歳以上の被保険者のうちマイナンバーの確認ができていない方について、**マイナンバーの確認作業**を同時実施いたします。関係書類につきましては、**平成30年6月上旬から7月中旬**に対象の事業所様へ順次お送りいたします。

被扶養者資格再確認とマイナンバー確認作業でお送りするもの



提出期限 平成30年8月17日

(一部例外があります。)

《確認の対象となる方》

被扶養者
状況リスト

**平成30年4月1日において、
18歳以上の被扶養者の方**

※上記に該当する被扶養者が一人もない場合は、被扶養者状況リストはお送りいたしません。
※任意継続被保険者の被扶養者の方は対象外です。

●削除となる被扶養者がいる場合

再確認の結果、被扶養者から削除となる場合は、『被扶養者状況リスト』と『被扶養者調書兼異動届』に必要事項をご記入いただき、該当する方の保険証を添付のうえ、協会けんぽへご提出ください。

マイナンバー
確認リスト

**被扶養者及び70歳以上の被保険者のうち
マイナンバーの確認が必要な方**

被扶養者資格再確認による平成29年度実績／効果額※:約18.4億円 削除人数:約7.6万人

※高齢者医療制度への負担軽減額です。被扶養者から外れる必要のある方がそのまま加入していると、本来負担する必要のない支出増につながり、**健康保険料率を上昇させる要因**となります。



お問合せ

業務グループ ☎096-340-0262(受付時間／平日8:30~17:15)

2.熊本地震にかかる健康保険一部負担金等還付申請の請求時効について

お忘れなく!

全国健康保険協会では、平成28年4月14日から平成29年9月30日までの期間、平成28年熊本地震により甚大な被害(住家の半壊以上等)を受けられた加入者様を対象に、医療機関・薬局等で受療した際の健康保険一部負担金等の支払いを免除しておりました。この期間中、医療機関・薬局等の窓口で一部負担金等を支払われた免除対象の方については、一部負担金を還付しております。還付申請には請求時効がありますのでご注意ください。

請求
時効

熊本地震にかかる一部負担金等免除申請を、当該受診日の翌日から2年以内に手続きし、「免除承認」の認定を受けた加入者様

当該治療費を支払った日の
翌日から**3年**

熊本地震にかかる一部負担金等免除申請をせず、「免除承認」の認定を受けていない加入者様

当該治療費を支払った日の
翌日から**2年**

3.新しく変わりました! 臓器移植にかかる海外療養費について

臓器移植が必要な方で、次の状態のいずれも満たす場合には、海外療養費の支給が認められる「やむを得ない」状況に該当すると認められ、海外療養費の支給対象となりました。

状態

- (1) 臓器移植を必要とする被保険者等がレシピエント適応基準に該当し、海外渡航時に日本臓器移植ネットワークに登録している状態であること。
- (2) 移植を必要とする臓器に係る、国内における待機状況を考慮すると、海外で移植を受けない限りは生命の維持が不可能となる恐れが高いこと。

※詳しくは、下記お問合わせまでご連絡ください。

4.平成30年4月1日より適用開始 治療用コンタクトレンズにかかる療養費の支給について

Q

治療用コンタクトレンズとは何ですか?

A

今回支給対象となるのは「輪部支持型角膜形状異常眼用コンタクトレンズ」です。ステイーヴンス・ジョンソン症候群及び中毒性表皮壊死症の眼後遺症に使用するコンタクトレンズであり、既存の眼鏡、コンタクトレンズを用いても十分な視力が得られない患者様に対する視力補正及び自覚症状の緩和を使用目的又は効果として保険医の指示に基づき作成されたコンタクトレンズのことです。

「治療用コンタクトレンズに係る療養費」について詳しくは厚生労働省ホームページの『療養費の改正等について』(平成30年3月23日)をご確認ください。

お問合せ

業務グループ ☎096-340-0262(受付時間／平日8:30~17:15)

平成29年度一般財団法人熊本県社会保険協会事業報告

社会保険の被保険者並びにご家族の皆様方の福利増進と、社会保険制度の円滑な運営に寄与することを目的に、各種事業を実施しました。

事業	名称	実施期日	内容
会議	理事・評議員会	平成29年6月16日	平成28年度事業結果・決算報告について
		平成30年3月9日	平成30年度事業計画・収入支出予算について
社会保険制度の広報及び指導	社会保険くまもと	隔月	社会保険関係法令の解説・諸手続きの実務の説明等を掲載し、全会員に配付（12,000事業所 延べ71,000部配付）
	社会保険の事務手続の配付	6月	社会保険の事務手続きや関係法令の解説等を掲載したテキスト「社会保険の事務手続」について、直接会員事業所あて送付（12,000事業所）
	ホームページ等による協会事業の周知啓発	随時	ホームページや独自チラシ等を活用し、協会事業の周知啓発を実施
	国民年金はわかり、国民年金のあらまし	4月	国民年金の解説や諸手続きの実務の説明等を掲載のうえ29市町村および熊本県社会保険労務士会にあっせんし、併せて年金事務所、けんぽ協会に配付
	社会保険事務講習会の開催	4月、6月、8月、10月、12月、2月（熊本市年6回） 5月（玉名市）、11月（八代市）、1月（天草市）	事務担当の初任者や新規適用事業所などを対象に、制度や事務手続きの基礎的な内容を説明（延べ669名参加）
	出前講習会の開催	随時	事業所に社会保険労務士が直接赴いて、年金・健康保険の講習会を実施（延べ32事業所、724名受講）
	シニアライフセミナーの開催	2月（八代市）、（熊本市）	退職後の健康保険、年金及び健康管理について開催。併せて、血管年齢測定及び個別年金相談を実施（参加 62名）
健康づくり事業	保健師による巡回健康相談・指導	毎月	会員事業所を訪問のうえ、健康相談や健康指導を実施し、併せて生活習慣病予防健診の促進及び疾病予防冊子を配付。 ・派遣事業所 361件（うち相談実施事業所 243件） 相談者数 509人
	講師の派遣	随時	研修会等へ保健師及び健康運動指導士等を派遣し、健康講話及び健康体操等を実施 ・派遣事業所 38件（健康講話 34件 健康体操及び体力測定 4件）
	健康づくりDVDの貸出	随時	健康づくり等の研修教材としてDVDの貸出しの実施 ・8事業所 40本貸出
	紙上ウォーキングラリー	毎月	全国マップ上を歩いて行く紙上ウォーキングを行い、参加者の健康づくりを推進 また、歩数記録をホームページ上に公開 ・平成30年3月31日現在 18名参加中
	プール及び温泉券の無料配付	7月～3月	県下 19施設の無料利用券を発行し、会員の健康づくりに活用（発行枚数 8,851枚）
被保険者等の健康管理及び体育奨励	第20回社会保険ソフトバレー、ミニソフトバレー大会	3月	熊本市総合体育館において28チーム、140名の参加のもと実施
	社会保険委員会主催のスポーツ大会	9月～3月	・9/26（人吉支部）ボウリング大会 29チーム 87名参加 ・6/18（玉名支部）ビーチボールバレー大会 21チーム 160名参加 ・11/12（八代支部）ミニバレーボール大会 16チーム 119名参加 ・3/4（天草支部）ミニバレーボール大会 20チーム 160名参加
	協会けんぽウォークへの共催	9月	全国健康保険協会熊本支部主催によるウォーキング大会に共催、参加
その他	協会費納入の利便性の向上	4月～随時	口座振替による納入（5,521件 46.4%が利用）
	協会事業の内容等の周知及び加入勧奨	随時	広報紙による周知広報 新規適用事業所へ毎月加入勧奨（計1,323件実施）



社会保険協会「プール・温泉（無料）利用券」申込書
（FAXでは受付しておりません。下記の申込方法をご確認ください。）

整理記号	(例)24クア					※不明の場合、記入不要です。
利用者氏名 (※1事業所につき5名まで)	続柄 ①被保険者本人 ②被扶養者 ③子	年齢	※12歳以下の場合、こども券の発行となります。			
			左記の者は、健康保険の被保険者及び被扶養者であることを証明します。			
			事業所所在地			
			事業所名称			
			担当者名			
			TEL			

【お申込み方法】 返信用封筒（貴社の宛名記入）に82円切手を貼りつけたものを同封のうえ、当協会あてご郵送願います。

※お申込みは、1事業所5名以内（被扶養者を含めて）とさせていただきます

【郵送先】 〒862-0950 熊本市中央区水前寺6-37-28 大銀東ビル2F
一般財団法人熊本県社会保険協会 TEL096-383-5600

【留意点】 1 上記申込書をA4用紙でコピーのうえ、熊本県社会保険協会に郵送にてお申込みください。
2 ご利用の際には、プール・温泉（無料）利用券をご利用当日に各施設の窓口へ提出してください。
3 ご利用期間等については、施設ごとに異なりますのでご確認ください。

ご利用できる施設一覧

施設名	住 所	連絡先	施設内容	ご利用期間
ユーバレス弁天	合志市野々島2441-1	096-348-2626	温泉	7/1～翌年3/31
			プール	7/1～翌年3/31
七城温泉ドーム、リバーサイドパーク	菊池市七城町林原962-1	0968-26-4800	温泉	7/1～翌年3/31
天草市総合交流施設天然温泉 愛夢里	天草市河浦町河浦4747-1	0969-76-1526	プール	7/1～8/31
さがら温泉茶湯里	球磨郡相良村深水2136	0966-25-8111		
山鹿温泉 さくら湯	山鹿市山鹿1-1	0968-43-3326	温泉	7/1～翌年3/31
草枕温泉てんすい	玉名市天水町小天511-1	0968-82-4500		
産山 御湯船温泉館	阿蘇郡産山村産山1148-2	0967-25-2654		
宇土市健康福祉館あじさいの湯	宇土市網津町2283	0964-24-3456		
石段の郷佐俣の湯	下益城郡美里町佐俣705	0964-46-4111		
天草市有明温泉さざ波の湯	天草市有明町上津浦1955	0969-53-1126		
天草市牛深温泉センターやすらぎの湯	天草市久玉町内の原2193	0969-72-6666		
苓北町温泉センター 麟泉の湯	天草郡苓北町志岐1281	0969-35-3770		
天草市下田温泉センター 白鷺館	天草市天草町下田北1290-1	0969-42-3375		
日奈久温泉センターばんべい湯	八代市日奈久中町316	0965-38-0617		
御立岬温泉センター	葦北郡芦北町大字田浦町124	0966-87-2555		
山江温泉 ほたる	球磨郡山江村万江甲423	0966-22-7171		
五木温泉 夢唄	球磨郡五木村甲2672-54	0966-37-2101		
阿蘇坊中温泉「夢の湯」(今年度は改修中のためご利用できません)				